

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の10 略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</u>当該納税義務者<u>の前項の</u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、<u>個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは</u>当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>を納付し、若しくは納入する。</u> 3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の3の2 略 (1)～(4) 略 <u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者</u>	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の10 略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は_____ _____当 該納税義務者<u>の同項の</u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税<u>若しくは市民税に充当し</u> _____, 若しくは は当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u>_____。 3 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の3の2 略 (1)～(4) 略

改正案	現 行
<u>を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3 第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 <u>4 第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 <u>5</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記	<u>2 前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 <u>3 前2項</u> の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 <u>4</u> 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記

改正案	現 行
載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>) 第29条の2 市民税の徴収については第32条の2、第32条の6第1項、第32条の9又は第34条の5の規定<u>により</u> 特別徴収の方法による場合を除くほか普通徴収の方法による。 2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、<u>及び</u>徴収する場合に併せて賦課し、<u>及び</u>徴収する。 <u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u> (<u>個人の市民税</u>の納税通知書) 第31条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の</u>県民税額<u>及び森林環境税額の合算額</u>（第32条の5第1項又は第32条の10第1項の規定<u>により</u> 徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第32条の5第1項	載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の9第3項において同じ。）により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の<u>方法</u>) 第29条の2 市民税の徴収については第32条の2、第32条の6第1項、第32条の9又は第34条の5の規定<u>によって</u> 特別徴収の方法による場合を除くほか普通徴収の方法による。 2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、<u>及び</u>徴収する場合に併せて賦課し、<u>及び</u>徴収する。 (<u>市民税</u>の納税通知書) 第31条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び</u> <u>県民税額の合算額</u>（第32条の5第1項又は第32条の10第1項の規定<u>によって</u> 徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第32条の5第1項

改正案	現 行
又は第32条の10第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第32条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが、著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。 (1)及び(2) 略 2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第28条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限	又は第32条の10第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第32条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが、著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。 (1)及び(2) 略 2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限

改正案	現 行
りでない。 3 前項本文の規定<u>により</u> 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法<u>により</u> 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 略 5 納税義務者である給与所得者に対して給与の支払いをする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払いする者となった者（所得税法第183条の規定<u>により</u> 給与の支払いする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動<u>により</u> 従前の給与の支払いをする者から給与の支払いを受けなくなった日に属する月の翌月の10日（その支払いを受けなくなった	りでない。 3 前項本文の規定<u>によって</u> 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法<u>によって</u> 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>によって</u> 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法<u>によって</u> 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 略 5 納税義務者である給与所得者に対して給与の支払いをする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払いする者となった者（所得税法第183条の規定<u>によって</u> 給与の支払いする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動<u>によって</u> 従前の給与の支払いをする者から給与の支払いを受けなくなった日に属する月の翌月の10日（その支払いを受けなくなった

改正案	現 行
日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>により</u> 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されたい旨の申し出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収するものとする。ただし、当該申し出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u> 徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ) 第32条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されないこととなった場合<u>には</u>、特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>、徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合<u>には</u>、それぞれの納期においてその日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>、直ちに普通徴収の方法<u>により</u> 徴収するものとする。 2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u> 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について既に特別徴収義務者から市に納入された給与	日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>によっ</u>て徴収されたい旨の申し出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によっ</u>て徴収するものとする。ただし、当該申し出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。 (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ) 第32条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によっ</u>て徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によっ</u>て、徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合<u>においては</u>、それぞれの納期においてその日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>、直ちに普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。 2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について既に特別徴収義務者から市に納入された給与

改正案	現 行
所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）<u>には</u>、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の規定の例によって当該納税者に還付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により、これを納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u> （公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収） 第32条の6 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法<u>により徴収することが</u>著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合<u>には</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の9において同じ。</u>）の	所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）<u>においては</u>、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の規定の例によって当該納税者に還付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、<u>法第17条の2の規定の例によって</u> _____、<u>これに充当する</u> _____。 （公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収） 第32条の6 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法<u>によって徴収することが</u>著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額_____の

改正案	現 行
合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の9において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。 (1) 略 (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第30条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第32条の10 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により	合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合において、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の9において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 (1) 略 (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第30条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第32条の10 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によ

改正案	現 行
<u>り</u> 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u> 徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合<u>には</u> そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u> 直ちに、普通徴収の方法<u>により</u> 徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u> 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金<u>を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。	<u>って</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u> <u>って</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の規定によって</u> _____ _____ _____ _____ <u>当該</u>特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u> _____。

改正案	現 行
(種別割の税率) 第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)及び(3) 略 附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第18条の2 略 2 及び 3 略 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第20条 略 2 略	(種別割の税率) 第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている</u>車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの _____ を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)及び(3) 略 附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第18条の2 略 2 及び 3 略 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第20条 略 2 略

改正案	現 行
3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。